

●収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。

## 介護保険

### 高額介護サービス費 負担の限度額が一部変更

ひと月の介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えたとき、申請により「高額介護サービス費」が支給されます。

8月から一定以上の収入のある方は限度額が4万4400円から引き上げられます。

同一世帯の65歳以上の課税所得により限度額は次のとおりとなります。

▽課税所得690万円(年収約1160万円)以上の方がいる世帯 14万1000円

▽課税所得380万円(年収約770万円)以上の方がいる世帯 9万3000円

詳しくは市ホームページへ。  
課(☎ 0238-5101)へ。  
食費・居費に係る利用者負担の軽減制度が一部変更

## 健康保険

### 国民健康保険 人間ドックの受診 市が7割助成

病気の早期発見や健康のため、国民健康保険の被保険者は、人間ドック(総合健康診断日帰りコース)を年度中1回に限り自己負担

3割で受診できます。自己負担額は男性1万2590円、女性1万2890円(乳房検査を追加した場合は1万3540円)。

次の全てに該当する方が対象。  
▽国民健康保険の被保険者  
▽申込日と受診日時点で30〜74歳  
▽年度中に特定健康診査を受診していない方

詳しくは市ホームページか区役所保険年金課や取扱健診機関にあるパンフレット、国保のしおり参照。  
国民健康保険課(☎ 228-7522 FAX 222-1455)へ。  
健診は、受けなきゃ損健康維持の第一歩です！  
申し込みされた方に、この封筒で受診券をお送りします  
国民健康保険課 職員

## 利用者の負担軽減と

### 8月からの制度改正

#### 社会福祉法人による 利用者負担の軽減

対象となる社会福祉法人が提供する介護老人福祉サービスやショートステイなどのサービスに係る利用者負担額や、食費・居住費(滞在費)が申請により軽減されます。市民税非課税世帯に属し、次の全ての要件に該当する方が対象。

▽年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下

▽預金などの額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

▽居住用の土地・家屋以外に活用できる資産がない

▽他の世帯の扶養を受けていない

## 国民年金

### 障害基礎年金

### いんなきときは相談を

病気がやがで障害の状態になったとき、次の全てに該当する方は障害基礎年金を受けられる場合があります。

▽障害の原因となった病気やけがの初診日が、19歳以下か国民年金に加入中である。または、国民年金に加入していた65〜64歳の方で国内在住中に初診日がある。

▽障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日)か1年6カ月以内に症状が固定した日に、国民年金障害等級表の1級か2級の状態にあるか、障害認定日に障害の程度が障害等級表の2級以上に該当しなかったが、その後、65歳に達する日の前日までに2級以上に該当するようになった。

▽初診日の前日時点で、初

診日の前々月までの保険料を納めた期間(免除・納付猶予などを含む)が加入期間の3分の2以上あるか、初診日の前々月までの直近1年間に保険料を滞納していない。

請求前に年金手帳や病歴などの経過が分かるものを持ってご相談ください。

なお、初診日が第2号か第3号被保険者期間中の場合は、堺東年金事務所か「街角の年金相談センター」(堺東・なかもず)にご相談ください。

障害基礎年金は老後だけでなく現役世代の方も受け取ることができます。該当するかわかりにくい場合は、ご相談ください！  
この他、老齢基礎年金や遺族基礎年金などについては市ホームページへ  
医療年金課 職員

## 税金

### 事業所税の 申告(納付)を

事業所税は、大都市の都市環境の整備事業などの費用に充てるため、市内の事業所(事務所、店舗、工場、倉庫など)で事業を行う法人と個人に対して課税されます。

市内にある全事業所の床面積の合計が8000㎡以上か従業員数が80人以上の場合、法人は事業年度終了の

日から2カ月以内に、個人は翌年の3月15日までに申告(納付)してください。

また、事業所などを新設した場合は、開設後1カ月以内に届け出をしてください。

個人事業税第1期分納期限は8月31日  
8月中に納付書をお送りします。納期内納付にご協力ください。  
新型コロナウイルスの影響により納税が困難な場合には納税の猶予制度があります。詳しくは府市

納期限までに、金融機関が郵便局 コンビニなどで納めてください。ペイジーに対応した金融機関のATM(現金自動受払機)やモバイル決済(LINE Pay・PayPay・楽天銀行コンビニ支払サービス・PayPay)でも納められます。口座振替をご利用の方は、預貯金残高を確認してください。  
納税課(☎ 0238-228118)か財務運営課(取納係)へ  
228-3957 FAX 228-7618

